

「とやまマリッジサポートセンター（adoor）」Web 広報業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

富山県が運営する「とやまマリッジサポートセンター（adoor）」（以下「adoor」という。）の認知度を高めること及び市町村の結婚新生活支援事業の認知度を高めることを目的に、県内の結婚を希望する独身者等をターゲットとした Web 広告を活用した広報を展開するため、プロポーザルを実施し事業の受託者を選定するもの。

2 委託業務の概要

（１）委託する業務名

「とやまマリッジサポートセンター（adoor）」Web 広報業務

（２）業務内容

別紙『「とやまマリッジサポートセンター（adoor）」Web 広報業務委託仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（４）委託に係る予算上限額

金 3,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

（うち、adoor の広報（仕様書 4（１）ターゲットのア、イ）に係るもの 2,500,000 円

結婚新生活支援事業（仕様書 4（１）ターゲットのウ）に係るもの 500,000 円）

※この上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定します。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての項目を満たす法人若しくは団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する共同企業体とする。

（１）単独法人等

- ① 富山県及びadoorとの打ち合わせ等に常時参加できる体制をとれる者であること。
- ② 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- ③ このプロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間に、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 本店及び県内に所在する事業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑦ 企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

- ⑧ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又は個人に該当しない者であること。

(2) 共同企業体

- ① 各構成員が(1)②から⑧に掲げる全ての項目を満たしている者であること。
② 共同企業体の代表者が、(1)①を満たしている者であること。
③ 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。
④ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。
⑤ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独法人等又は他の共同企業体の構成員ではないこと。
⑥ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書を締結していること又は本事業の委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。

ア 目的	イ 共同企業体の名称	ウ 構成員の名称及び所在地
エ 代表者の名称	オ 代表者の権限	カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率
キ 構成員の責任	ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置	
ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置		
コ 解散後の瑕疵担保責任	サ 取引金融機関	シ その他必要な事項

4 参加手続

(1) プロポーザルへの参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「プロポーザル参加申込書」（様式1）及び「会社概要」（様式2）を4月30日（水）17時までに電子メールにより送付すること。

(2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式3）により電子メールにて4月30日（水）17時まで受け付ける。

（質問への回答は、原則、すべての参加申込者に周知する。）

(3) その他

- ① 申込書の提出先は「10 問合せ先」に同じ。
② 電子メール送信後、必ず電話で到達の確認をすること。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

下記の書類（A4版）を電子メールで提出すること。

① 企画提案書（任意様式）

別紙「仕様書」を参照のうえ、提案すること。

業務内容ごとに、企画の意図、手法、イメージ、スケジュールなどの提案内容がわかるようにすること。

② 経費見積書（任意様式）

③ 業務実施体制（任意様式）

責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制について記載すること。

④ 会社概要（パンフレット等）

(2) 提出期限

5月19日（月）17時（必着）

(3) 提出場所及び提出方法

① 提出先 「10 問合せ先」に同じ

② 提出方法 電子メール

※電子メール送信後、必ず電話で到達の確認をすること。

6 審査方法

提出された企画提案書等の内容を書面審査し、本業務の実施に適切な業者を委託候補者として決定する。

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) 審査結果

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称等を（公財）富山県女性財団のホームページで公表する。なお、審査結果に関する質問については回答しない。

7 契約締結

プロポーザルの結果、採用となった後は、（公財）富山県女性財団と協議のうえ最終的な仕様を確定し、別途業務委託契約書を締結するものとする。

なお、委託業務に伴って発生した著作権は、すべて富山県に帰属するものとする。

8 その他

(1) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。

(2) 参加申込み後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、5月12日（月）17時までに
辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 次に掲げる提案は無効とする。

- ・ 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
- ・ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合

(4) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9 今後のスケジュール

公募開始	4月22日（火）ホームページに実施要領を掲載
プロポーザル参加申込締切	4月30日（水）17時
プロポーザルに関する質問書締切	同上

辞退届提出締切	5月12日（月）17時
プロポーザル企画提案書提出締切	5月19日（月）17時
書面審査	5月中旬
審査結果通知、契約締結	5月下旬以降

10 問合せ先

公益財団法人富山県女性財団とやまマリッジサポートセンター

TEL：076-444-2174／FAX：076-444-4406

E-Mail：akikaku@pref.toyama.lg.jp

担当 横田、北川